

いわきへら鮎釣研究会会則

第1条 名称

1. 本会は、いわきへら鮎釣研究会と称す。
2. 本会の本部及び事務所を会長宅に置く。
3. 本会は、日本へら鮎釣研究会に加盟し、日本へら鮎釣研究会いわき支部と併称する。

第2条 目的

1. 本会は、へら鮎釣の研究と会員の親睦を目的とし、併せて釣場及び魚族の保護、放流事業に協力し、友好団体との親睦を図り、広く釣界発展に貢献する事を目的とする。

第3条 組織

1. 本会は、へら鮎釣の研究と同好有志をもって組織する。
2. 本会の事業及び会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
3. 本会の会則変更は、原則として総会において出席者の半数以上の賛成により行う。

第4条 会員

1. 会員は、会則または役員の決議事項に従うものとする。
2. 本会に入会を希望する者は、本会の趣旨に賛同し、会員1名以上の推薦を得て入会を申し出、役員会の承認を要するものとする。
3. いわきへら鮎釣研究会の会員となった者は、本人の意思により、いわきへら鮎釣研究会の会員のみ、もしくは、同時に日本へら鮎釣研究会いわき支部員となることを選択出来る。但し、既に他の日研支部にて登録済みの者は、いわきへら鮎釣研究会会員のみとする。
4. 会員は、本会を脱会せんとする場合、原則として推薦者に連絡の上、脱会届けを添えて会長に届け出ること。
5. 会員は、例大会に際しては常に他の範たるべき事を心得、制服・制帽を着用すること。
6. 会員は、へら鮎の愛護と増殖を図る精神に基づき、釣ったへら鮎は原則として再放流しなければならない。
7. 会員で、本会に功績ありたる者は、役員会の議決により表彰する事が出来る。
8. 本会の秩序を著しく乱し、名誉を棄損し、かつ本会の会務運営を妨げ、いやしくも会の趣旨に反動し、破壊的言動ありたる者は、役員会の決議により除名以下の処分をすることがある。

第5条 役員及びその任務

1. 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	企 画 部 長	1名
副 会 長	1名	広 報 部 長	1名
庶 務 ・ 会 計	1名	競 技 部 長	1名
幹 事 長	1名	会 計 監 査	1名
副 幹 事 長	1名	連 絡 責 任 者	1名
本部常任理事	1名	*庶務会計および部長のもとに補	
本 部 理 事	1名	助員をおくことが出来る。	

2. 本会は必要に応じ、顧問、相談役、特別会員を置き、会長がこれを推薦する。

(但し、年会費は免除することを得)

3. 正副会長及び役員は、全会員の互選により選出する。

4. 会長は必要に応じ補充役員を推薦することが出来る。

5. 役員の任務は次のとおりとする。

ア. 会 長	本会を総理する
イ. 副 会 長	会長事故ある時その代行
ウ. 庶 務 ・ 会 計	収支の全般及び会の庶務・賞品の購入
エ. 幹 事 長	各部及び月例会の取りまとめ
オ. 副 幹 事 長	幹事長の代行及び補佐
カ. 本部常任理事	本部・地区の運営
キ. 本 部 理 事	本支部の連絡並びに会務の執行
ク. 企 画 部 長	月例会場所の確認調整
ケ. 広報部長	広報活動及び釣果成績の記録
コ. 競 技 部 長	月例会等の運営並びに検量
サ. 会 計 監 査	会運営に伴う収支決算の監査
シ. 連 絡 責 任 者	本部書類受付・発送
ス. 顧 問	会の最高方針に対する示唆
セ. 相 談 役	会務全般の諮問
ソ. 特 別 会 員	会の功労者または会の推薦による交友者

6. 役員の任期は1年とする。兼任・重任は妨げない。

7. 役員は無報酬として会務運営にあたる。

8. 役員会に出席ならざる役員は、役員会の決議によりその職を停止することが出来る。

9. 役員は会員の模範たるはもちろん。会全般に留意し、常に建設的な運営にあたる。

10. 役員会における発言は一切自由なるも、決議事項になお批判・反対等の態度を示す者は、役員会の決議によりその職を停止する。

第6条 会議

1. 会議は総会及び役員会の2種とする。
2. 総会は年1回、毎年12月に開催する。
3. 役員会は必要に応じて会長が招集する。
4. 臨時総会は役員会において過半数が必要と認めたときに、会長がこれを開催することが出来る。

第7条 行事

1. 本会は1ヶ年11回を定例会として、競技会を開催する。
2. 定例釣会（月例会）は原則として第3日曜日に開催する。
3. 本会は友好団体との親睦を図るため、臨時懇親釣会または記念釣大会を開催することが出来る。

第8条 競技規定

1. 本会の競技規定は日研競技規則に準じる。但し本会の競技規則に定めたものは、日研競技規則に優先する。
2. 年間総合成績は、月例会累積点数により計算し、優秀会員は表彰する。年間大型賞、例会最多重量賞もこれに準じる。
3. 競技上の対象魚は、へら鮎のみとし半べらは除く。全長15cm以上の総重量とする。
4. 釣場での釣技については、日研支部に恥じない様マナーとルールを守り、個々の釣技の向上に精進するものとし、管理釣場及び釣堀におけるスレ取りは禁止する。
5. 特殊な釣場において、制限等がある場合は競技部長の指示に従うものとする。
6. 競技会で不正行為をなした者は、休会または除名処分とする。
7. 採点法は、いずれの例会においても、優勝者は1200点（1000点+参加点200点）とし、その他の参加者の得点は 個人の釣果÷1位の釣果×1000+参加点200とする。
8. 月例会にあたり、何らかの理由により遅刻したものは、例会場所に到着した時点で役員または近隣会員に申し出ること。また、早帰りする者は、帰る時点で役員または近隣会員に申し出ること。なお、無断早帰りした場合は失格とする。
9. 現地参加する場合は、事前に役員に連絡し、集合場所において点呼を受けなければならない。
10. 野釣りでは現地検量を原則とするが、特例として検量場所・検量締切時間を設定する場合がある。
 11. 検量場所・検量締切時間を設定した場合は、魚の運搬時に布またはビニール製の検量バックを使用するか、相応のビニール袋を使用すること。
 12. 著しく損傷しているへら鮎や死んだものは検量しない。
 13. 競技部員は、競技部長の指示に従い厳正を旨とし、いささかの私心もはさんではならない。
 14. 競技部長は、検量の立会を厳正にし、競技規定及び釣道に反する行為をなしたる

者に対して失格を宣言する権限を有し、これに従わない者は、役員会にて審議し、この判定を会長一任とすることが出来る。

15. その他異議あるときは、成績発表までの間に会長に申し出るものとする。
16. 月例会前日の試釣は、いかなる釣場においてもこれを問わないが、他の会員から求めがあった場合は、善意をもって情報の提供を行うものとする。
17. 月例会等において、自家用車相乗りとなる釣場は、原則として1台につき4名乗車とする。交通費等の額については役員会において決定し支給する。但し、集合場所において配車を受けることを義務とする。
18. 月例会等において、現地集合時の交通費等は原則として自己負担とする。但し、地理的な理由等によって、役員会において認められたものについては相応の交通費を支給する。
19. いわきへら研・日研いわき支部の一員として良心を守り、特に野釣りでの場所作りは自然破壊のないよう十分注意すること。

第9条 附則

1. 会員の災害または慶弔時及び病気入院（一週間以上）については、本会より10,000円を贈る。また、会員の配偶者の弔事においては、本会より10,000円を贈る。
2. 本会の運営費は入会金、会費及び例会余剰金をもってこれに充て、会員よりの金品寄贈は原則として受納しない。ただし、相談役・顧問・特別会員及び関連事業の厚意はその限りではない。
3. 入会金及び会費等は、下記期間により前納しなければならない。
(ア) 入会金 1,000円（6ヶ月）または（1ヶ年）
(イ) 会費 15,000円（1ヶ年）
4. 会費15,000円の内訳は、日研会費4,000円、地区運営費1,000円、地方放流負担金1,000円、放流バッチ代1,500円が含まれ、いわきへら鮎釣研究会の会費は7,500円となる。
5. 病気等による入院や不可避の事情による休会は、口頭または文書をもって会長に報告すれば、会員としての資格は失わない。ただし、会費納入の責を負うものとする。
6. 日研主催による団体トーナメント戦の出場選手は、前年度の年間総合成績上位者より、順次繰り下げて選手団とする。
7. 本会、会則以外の事態が生じた時は会長これを処理する。

本会則は、平成19年1月1日より施行する。

平成20年12月7日改正